

湖南省農業委員会だより

令和6年9月15日発行

第30号

湖南省農業委員会

湖南省中央一丁目1番地

TEL 0748-71-2362

農業委員の活躍をご紹介します！

市内各小学校では「たんぼのこ体験」という農業体験学習が行われています。

この体験学習の実施にあたり、滋賀県や湖南省から補助金が交付されており、児童がたんぼに親しむ機会となっています。

石部南小学校では、5月14日に「田植え」の体験学習を行いました。5年生41人が石部南地先の水田に手植えしました。児童に指導をするのは、農業委員を含む地元の方々です。

田植えに先立ち、4月には肥料まきを体験しました。児童達は、肥料を手作業で広範囲に撒くことの大変さを実感しました。また、田植えの当日は、裸足でたんぼに入ったり、ほ場の近くにあった田植え機を間近で見たり、田植えが終わった後には近くにある排水路で足を洗ったりと、普段はなかなかできない経験ができました。

今後は草刈りの体験を経て、秋には稲刈りや脱穀の作業を体験する予定です。最終的には、収穫したもち米を使っの餅つきや、稲わらを活用したしめ縄（リース）作りを行う予定です。

「食料・農業・農村基本法」が改正されました

農政の基本理念や方向性を示す「食料・農業・農村基本法」が、平成11年（1999年）以来、25年ぶりに改正されました。今回の改正では「食料安全保障の確保」という理念が、新しく法律に加わりました。「食料・農業・農村基本法」は、「農政の憲法」とも言われる、農業に大きく影響する法律です。

今後は、改正された新しい法律に基づいて、様々な施策が行われていく見込みです。

田んぼや畑の管理はできていますか？

農地パトロールを実施しました。(基準日:8月1日)

農地パトロールの様子↓



湖南省農業委員会では、今年度も8月1日を基準日として市内の農地利用状況調査(パトロール)を実施しました。

この調査の結果、耕作の予定がなく放置されている農地(遊休農地)と判断した農地については11月頃に農地利用意向調査等を実施することになります。

農地を一旦遊休化させると再び耕作可能な状態に戻すには大きな労力、時間などが必要になります。また、放置すると病害虫等の発生源となる恐れがあるほか、ごみの不法投棄や雑草による火災発生の原因になるなど、周辺農地や地域への迷惑にもなります。

田んぼや畑などの農地を所有する者と耕作者は適正かつ効率的な利用を確保する義務があります。農地を遊休化させないために日頃から適正な管理をしてください。

休耕地についても年に数回は耕起または草刈り等の保全管理をお願いします！
農地利用に関することは、お近くの農業委員・農地利用最適化推進委員へご相談ください。

★農業委員会事務局からのお知らせ

～安心して豊かな老後のために～ **農業者年金**に加入しましょう

次の3つの要件を満たす人はどなたでも加入できます

・20歳以上60歳未満 ・年間60日以上農業に従事 ・国民年金第1号被保険者 の方

農業者年金の主なメリット

- ・少子高齢時代に強い積立方式！(確定拠出型年金)
- ・保険料はいつでも変更可能！(月額2万円から6万7千円)
- ・終身年金 80歳前に亡くなられても遺族に死亡一時金！
- ・保険料の社会保険料控除で大きな節税効果！
- ・一定の要件を満たす農業者には保険料の補助！

みんなで読もう 全国農業新聞 ～農業者の視点でお届けします～

農政・農業の最新情報や先進農家の経営紹介など、農業者にとって役立つ情報が満載です。

・毎週金曜発行 ・購読料 月額700円(電子版:同500円)

※お申込み、お問い合わせは農業委員会事務局(Tel.71-2362)まで